

医療訴訟における謝罪の取扱い

山崎祥光（医師、京都大学法科大学院修了）

1.調査の動機・目的

謝罪をする際に訴訟で不利な立場になるのではないかとすることは医療従事者が常に懸念する問題である。また、アメリカ合衆国Sorry Lawが日本でも取り上げられているが、実際は訴訟制度の違いから日本ではほとんど妥当しない。そこで日本の訴訟で実際に謝罪はどのように利用されているのか、裁判例を調査した。¹

2.調査方法

- (1)「謝罪」等のキーワードによるデータベースの検索(最高裁判所ホームページ、TKC)
- (2)最高裁判所判決で問題点として取り上げられているか全例調査

●調査方法の問題点

- ・和解、取下げ等については内容が公表されておらず、調査対象は判決が出た事例に限られる。
- ・判決のうちでもデータベースに掲載された判決に限られる。
- ・キーワードによる検索であり、検索漏れの可能性がある。

3.調査結果

- (1)審級、民事・刑事、言及箇所ごとの集計(総数 34 例)

	民事	刑事	合計
地方裁判所	28 例(原告主張：11 例, 事実認定：17 例)	3 例(全て事実認定)	31 例
高等裁判所	1 例(原告主張)	2 例(全て事実認定)	3 例
合計	29 例	5 例	34 例

注・原告主張：原告の主張の中で言及しているが、事実としては認定されていないもの。

- ・事実認定：「争いのない事実」等の項目で裁判所が前提事実として認定したもの。
- ・医療訴訟の年間既済件数は 1000 件近く、その約 40%が判決により終結。

- (2)謝罪について判断しているか、また謝罪を証拠としているか

事実認定している場合は何らかの形で判断の前提としていられるが、より詳細に検討する。

①民事：

事実として認定した上で、謝罪に関して裁判所が何らかの判断をしているケース：10 例

そのうち

a.謝罪を過失の根拠の一部にしたと思われる例：2 例

b.謝罪が過失に当たるか検討したもの：2 例

c.慰謝料

- ・謝罪がないことを慰謝料増額の理由としたと思われるものが 2 例
- ・謝罪があることから慰謝料を減額したと思われるものが 4 例

②刑事：

謝罪に言及した判決 5 例全てで謝罪があることからを理由に刑を軽減。

さらに進んで医療従事者の謝罪が過失認定の証拠とならない旨言及した判決が 1 例あった。²

4.結果の分析

- ・医療従事者の謝罪は訴訟であまり取り上げられていない。
- ・謝罪は場合によっては過失の証拠となりうる。ただし、謝罪の未から直接に過失を認定した判決は存在せず、さらに刑事事件においては謝罪が過失の証拠となる危険性は低いと考えられる。
- ・謝罪がどのような趣旨でされたかを重視している判決があり、これは謝罪の種類によって過失の証拠となる場合とそうでない場合があることを前提にしていると考えられる。
- ・事例によっては、慰謝料を減額するなど謝罪がむしろ好意的に取り上げられている。

¹『医療安全』No.13(学研 2007.9.1)p102～107

²「被告人の過失の成否は、被告人自身が後日になって『誤り』を認めたかどうかにより決定されるような性質のものではなく、関係証拠により認定される本件当時の事実関係に立脚して、その当時の被告人の判断を規範的観点から評価してなされるべきものであることは、当然である。したがって、この種の被告人の供述(検察官の取調べに対する自白・謝罪)は、本件においてはそもそもそれ自体が重要な意味を持ち得るものではない」(平成 13 年 3 月 28 日東京地裁判決)